

知っているようで本当は知らないEtc. ～『決算』と『会計年度監査』

日本では、非上場企業の会計年度は会社ごとに異なりますが、中国現地法人の会計年度は一律に暦年とされており、決算日は12月31日となります。中国現地法人では、決算日以降、当該会計年度に関する諸手続きを行う必要があり、ここには会計年度監査の手続きも含まれます。今回は、一般に混同されることが多い『決算』と『会計年度監査』の内容とその関係を説明します。

1. 『決算』

株式会社や有限会社などの企業では、企業としての利益追求を最終的な目的として活動しており、この点について中国と日本との間に違いはありません。このような企業の『決算』とは、一定の期間を定め、その期間における収益と費用を算定するとともに、期間の末日現在の財産状況を明らかにすることをいいます。この一定の期間のことを会計年度（もしくは事業年度）といい、通常一年が単位とされます。また、この会計年度の最終日のことを決算日といいます。

日本では、会計年度は企業ごとに異なります。一方、中国では、外資企業については、法令によってこの会計年度が暦年（1月1日から12月31日）とされています。そのため、中国にある外資企業は、12月31日に一斉に決算を迎えることとなります。

なお、外資企業は、決算日を迎えた後、以下のような手続きが必要となります。

■決算日到来後の手続き概要

1. 会計年度（決算日）	暦年（12月31日）
2. 最終月（12月）の月次財務処理、税務申告	翌1月15日前後を期限として申告
3. 決算修正	(※1)
4. 会計年度監査	企業所得税確定申告までに報告書の作成が必要 (通常は、1月～3月ごろ)
5. 企業所得税確定申告	「会計年度監査」を経ていることを前提として申告 (法律上の申告期限は5月末)
6. 連合年度検査	行政機関に対する決算等の情報の届出

(※1) 通常、「会計年度監査」手続きを前提として、これを実施する登録会計士が修正を指導します。

2. 『会計年度監査』

中国に設立されたすべての外資企業は、決算日における財務諸表について、登録会計士による会計監査を受けることが義務付けられており、この監査のことを『会計年度監査』といいます。一方、日本では、非上場の株式会社や有限会社には、専門家による会計監査は義務付けられていません。

ところで、中国に現地法人を設立した日本企業より「中国現地法人の『決算書』が欲しい」という依頼をいただくことがあります。『決算書』とは、決算日における財務諸表のことをいいます。中国では、会計年度監査の手続きの完了後に、監査を行った登録会計士が所属する会計事務所より『年度監査報告書』が発行されます。この報告書には監査の対象となる決算日における財務諸表が添付されています。この意味では、『会計年度監査報告書』をもって中国現地法人の『決算書』と考えることができます。

上記のとおり『会計年度監査報告書』は『決算書』としての意義を有する資料ですので、日本本社としては、毎年、必ず『会計年度監査報告書』を確認すべきものと言えます。